

(乳児等通園支援事業)

利用のしおり

垂井町立垂井こども園

実施施設	垂井町立垂井こども園 住所 垂井町 1007 番地の 1 / 電話 0584-22-0217
制度・申請の窓口	垂井町役場 子育て推進課 住所 垂井町宮代 2957 番地の 11 / 電話 0584-22-7507 / Mail kosodate@town.tarui.lg.jp

この制度について

こども誰でも通園制度は、保育園やこども園などに通っていないお子さんを、保護者の方のお仕事の有無にかかわらず、時間単位でお預かりする国の制度です。

家庭とはちがう環境で同じ年ごろの子どもと過ごす経験や、保護者の方が少し手を離れる時間として、ご利用いただけます。子育ての困りごとは、保育士に気軽にお話してください。

利用の登録（支給認定）は、垂井町役場子育て推進課で行います。登録は町内共通で、認定を受けると、通園ポータルで町内の実施施設を選んで予約できます。

制度の概要

対象となるお子さん	生後 6 か月から満 3 歳未満で、保育園・認定こども園・幼稚園などに通っていないお子さん ※ 3 歳の誕生日の前々日までご利用いただけます。
実施場所	垂井町立垂井こども園内 おひさまルーム
利用できる日・時間	平日（月～金） ① 午前 9 時 30 分～11 時 30 分 ② 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 ※ 2 時間単位での利用となります。
利用上限	1 か月に 10 時間まで
利用料	1 回（2 時間）600 円（1 時間あたり 300 円） ※ 生活保護世帯は無料、市町村民税の所得割額が 77,101 円未満の世帯（非課税世帯を含む。）は 1 時間あたり 150 円です。申請が必要です。
給食・おやつ	提供はありません。お子さんがいつも食べているおやつ（赤ちゃんせんべい、バナナなど）は、持ってきていただけます。

園での過ごし方（一日の流れ）

園の子どもたちといっしょに過ごす、交流の活動が中心です。どろんこ遊びや水遊び、園庭での外遊び、お部屋でのおもちゃや絵本など、お子さんの様子に合わせて過ごします。園の子といっしょに、お誕生日のお祝いをすることもあります。

9:30／ 13:30	登園・健康確認	保育士がお子さんの体温や顔色、機嫌を確認します。
9:45 頃／ 13:45 頃	遊びの時間	室内遊びや、天気のよい日は戸外遊びなど、お子さんの興味に合わせて過ごします。
11:30／ 15:30	降園	その日の様子を保護者の方にお伝えします。

利用開始までの5ステップ

制度のご利用には、事前の申請と面談が必要です。次の流れでお手続きをお願いします。

STEP 1：利用の申請（役場）

垂井町役場子育て推進課へ「乳児等支援給付支給認定申請書」を提出してください。町が利用資格の審査を行います。

STEP 2：認定証を受け取る

審査後、ご自宅に「支給認定証」が届きます。予約や利用の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

STEP 3：初回面談（親子）

認定証が届いたら、日程を調整のうえ、垂井こども園で面談を行います。生活リズム、健康状態、アレルギーの有無などをおうかがいします。

STEP 4：予約

面談のあと、専用の「総合支援システム（通園ポータル）」から、スマートフォンやパソコンで予約できます。

STEP 5：利用スタート

予約した日に園へお越しください。お子さんの様子を見ながら、少しずつ環境に慣れていけるようにします。

はじめてのご利用（親子登園）

- ・初回は、親子でいっしょに過ごしていただきます。付き添いは保護者2名まででお願いします。
- ・保護者の方の飲み物は、必要に応じてご持参ください。
- ・お子さんの様子によっては、2回目以降も親子で過ごしていただいたり、時間を短くして利用していただく場合があります。



予約とキャンセル

- ・予約は、利用日の 30 日前の午前 9 時から、7 日前の午後 5 時まで、通園ポータルで受け付けます。先着順です。
- ・キャンセルは通園ポータルからできます。予定が変わったときは、早めにお手続きください。
- ・利用日の前日までにキャンセルされた場合は、利用時間の枠（月 10 時間分）は消費されません。
- ・利用日の当日午前零時以降のキャンセル、又は連絡のないまま利用されなかった場合は、利用したものとして枠を消費します（利用料はかかりません）。
- ・当日のキャンセルは、通園ポータルでの手続きとあわせて、垂井こども園（電話 0584-22-0217）へご連絡ください。
- ・キャンセル料等のルールは、町ホームページの「キャンセルポリシー」をご確認ください。



服装と持ち物

- ・動きやすく、汚れてもよい服装でお越しください。
- ・転倒や引っ掛かりを防ぐため、フード・ひも・大きな飾りのない服を選んでください。
- ・気温に合わせて調節できるよう、脱ぎ着しやすい服が向いています。

持ち物（すべての持ち物に記名をお願いします。おむつは 1 枚ごとに記名）

- ☐ 紙おむつ・紙パンツ（多めに） ☐ おしりふき（口ふき兼用可） ☐ 着替え（1 組以上）
- ☐ 上履き ☐ 飲み物（お茶か水。飲み慣れた水筒・マグで） ☐ ビニール袋（2～3 枚）
- ☐ 手拭き用ハンドタオル ☐ お昼寝セット（希望する場合。敷布団・タオルケット）
- 〔ミルクのお子さん〕 ☐ 哺乳瓶（1 回につき 1 本） ☐ 粉ミルク（1 回分ずつ） ☐ 白湯（湯冷まし）
- 〔必要に応じて〕 ☐ おやつ（いつも食べているもの） ☐ 帽子・外遊び用の靴

※使用済みのおむつは園で処分します。調乳用のお湯は園で用意します。



利用にあたってのお願い

- ・送迎は、原則として保護者の方がお願いします。お迎えの方が変わるときは、登園時に必ず保育士へお知らせください。
- ・登園は、利用開始の 10 分前から開始時間までをお願いします。お迎えは、終了時間までに退室できるように余裕をもってお願いします。
- ・登園前にお子さんの体調をご確認ください。37.5℃以上の発熱、嘔吐・下痢があるとき、普段と様子が大きくちがうときは、お預かりできません。
- ・利用中に発熱や体調不良が見られたときは、保護者の方へご連絡します。速やかにお迎えをお願いします。
- ・園では、塗り薬・飲み薬を含め、原則として投薬は行いません（やむを得ない場合は「与薬申込書」による事前のお申し込みが必要です。医師が処方した薬に限ります。詳しくは園にご相談ください）。

利用料のお支払い

- ・利用月の翌月に、役場からご自宅へ納付書をお送りします。期日までに、指定の金融機関でお支払いください（当日の現金払いはありません）。
- ・ご都合による遅刻・早退の場合も、予約していた1回分の料金がかかります（当日キャンセルで利用されなかった場合は、料金はかかりません）。
- ・お支払いは、システムに登録されている利用者（保護者）または代理利用者の名義に限ります。

感染症にかかったとき（登室停止）

感染症の種類によっては、学校保健安全法に準じて「登室停止」となります。回復して再開するときは、感染症の種類に応じて、医師が記入する「意見書」または保護者が記入する「登室届」（医療機関を受診したことが分かる書類を添付）の提出をお願いします。様式は保育室に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

（１）医師の「意見書」が必要な感染症（主なもの）

感染症名	登室のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日（乳幼児）を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになっていること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血などの主な症状が消えた後2日を経過していること
百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師により感染のおそれがないと認められていること

（２）保護者の「登室届」で対応する感染症（主なもの）

感染症名	登室のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水ほうの影響がなく、普段の食事がとれること
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器の症状が消え、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
突発性発しん	解熱し、機嫌よく全身状態が良いこと

⚠ 警報発令時・地震発生時の対応（臨時休室）

暴風・暴風雪の特別警報／警報	午前6時の時点（～午前7時までの発令を含む）で発令中 → 自宅待機。午前11時15分までに解除 → 午後の部から開室。11時15分を過ぎても発令中 → 臨時休室。
利用中に発令されたとき	安全に帰宅できると判断した場合は、電話やアプリでお迎えをお願いします。帰宅が難しいときは、室内の安全な場所で待機し、安全を確認してからお迎えを依頼します。
大雨・洪水・大雪の警報	原則開室。ただし、避難情報などにより所在地区のこども園が臨時休園となる場合は、休室します。
町内で震度5以上の地震	登園前 → 臨時休室。利用中 → 上記「利用中に発令されたとき」と同じ対応。

※連絡がない場合でも、登園に危険を感じるときは、無理をせず安全な場所でお過ごしください。緊急時の休室などは、当日利用されるお子さんの保護者の方に、園または役場からご連絡します。

🔊 園の都合でお休みするとき

- ・感染症の流行、食中毒の発生、急な人員不足などにより、やむを得ず休業する場合があります。
- ・登園前に休業が決まった場合は、利用料はかからず、利用時間の枠（月10時間分）も消費されません。
- ・利用時間中に休業となった場合も、利用料はかかりません。利用時間の枠の取扱いは、後日、子育て推進課からご連絡します。

📍 お問い合わせ

窓口	住所	電話	受付時間
垂井町役場 子育て推進課 子育て支援係	垂井町宮代 2957-11	0584-22-7507	平日 8:30～ 17:00
誰でも通園保育室「おひさまルーム」（垂井こども園内）	垂井町 1007-1	0584-22-5711	平日 8:30～ 16:30